

報告第3号

専決処分の承認を求めることについて（海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成25年5月30日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

地方税法の一部改正に伴う所要の改正措置について、急施を要し、専決処分したので、報告し、承認を求めるため

専決第7号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、下記の条例を別紙のとおり専決処分する。

平成25年3月31日専決

海老名市長 内 野 優

記

海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例

理由

議会の議決すべき事件について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため

海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例

海老名市国民健康保険税賦課徴収条例（昭和31年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日」を削り、「属する被保険者が属する世帯」の次に「であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの」を、「において同じ。）」の次に「及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第9条及び第24条において同じ。）」を加え、同条に次の1号を加える。

（3） 特定継続世帯 13,950円

第9条第1号中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同条に次の1号を加える。

（3） 特定継続世帯 4,950円

第24条第1号イ（ア）中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

（ウ） 特定継続世帯 9,765円

第24条第1号エ（ア）中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

（ウ） 特定継続世帯 3,465円

第24条第2号イ（ア）中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

（ウ） 特定継続世帯 6,975円

第24条第2号エ（ア）中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次の

ように加える。

(ウ) 特定継続世帯 2,475円

第24条第3号イ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 2,790円

第24条第3号エ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 990円

附則第18項中「附則第44条の2第3項」を「附則第44条の2第4項及び第5項」に、「第36条」を「第35条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第18項の改正規定は、平成26年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 次項に定めるものを除き、改正後の海老名市国民健康保険税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第18項の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。